

公正入札調査委員会の設置について

平成16年4月1日

事務局 長 裁定

改正 平成17年8月5日

1 設置目的

国立大学法人埼玉大学における工事，製造，物件その他すべての発注にあたり，入札の適正を期し，公正取引委員会との連携を図りつつ，入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため，公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査審議事項

委員会においては，入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には，次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 公正取引委員会への通報，事情聴取の実施，入札の延期及びその対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

3 構成

(1) 委員会の構成は，次のとおりとする。

委員長	財務部長
委員	財務課長
	経理課長
	施設課長

(2) 委員会は，必要があると認めるときは，委員以外の者の意見を求めることができる。

4 会議

委員会は，入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には，必要に応じて随時会議を開催する。ただし，緊急やむを得ない事情があり，会議を開催することができない場合には，委員長は，書類の回議をもって会議に替えることができる。

5 事務局

委員会の庶務は，財務部財務課において処理する。